

令和5年8月7日（月）  
労働政策課長 糸賀 正美  
TEL:029-301-3635（内線 3630）

## 茨城県最低賃金の改正答申に係る知事談話について

本日（8／7）、茨城地方最低賃金審議会は茨城労働局長に対し、現行の最低賃金の時間額911円を42円引き上げて、953円に改正することが適当である旨の答申を行いました。

本件に関する知事談話は、下記のとおりです。

## 記

本日、茨城地方最低賃金審議会から茨城労働局長に対し、茨城県最低賃金の改正について答申が行われました。

答申された最低賃金額の引上げ額42円は、中央最低賃金審議会が示した最低賃金額改定の目安40円に2円上乘せされた額であります。

県ではこれまで、本県の最低賃金に経済実態を反映するとともに、近隣他県との格差是正に向けた積極的な最低賃金の引上げが行われるよう、県内の経済団体、茨城労働局や茨城地方最低賃金審議会などに対し、様々な機会を捉えて理解を求めてまいりましたが、今回の結果は、近隣他県との格差是正に配慮されたものとは考えられず、極めて遺憾であります。

県としましては、県内労働者の賃金の底上げを図るため、今後も引き続き、最低賃金の積極的な引上げについて、関係機関に対し、働きかけを行ってまいります。

## 【参考】中央最低賃金審議会が示した地域別最低賃金額改定の目安

ランク	都道府県	金額
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪	41円
B	茨城、北海道、宮城、福島、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡	40円
C	青森、岩手、秋田、山形、鳥取、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	39円

※ 都道府県の経済実態に応じ、全都道府県をABCの3ランクに分けて、引上げ額の目安が提示される。本県はBランクに位置付けられている。